

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和21年2月25日に、資格喪失日に係る記録を22年6月1日に訂正し、21年2月から同年3月までの標準報酬月額を20円に、21年4月から同年5月までの標準報酬月額を60円に、21年6月から22年5月までの標準報酬月額を240円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月25日から22年6月1日まで

昭和21年の春ごろ知人に紹介され、当時住んでいたB市町村から近所の者10人ほどと一緒にC市町村にあったA事業所へ出稼ぎに行った。同級生とその妹と一緒に働き、会社の寮も3人同じ部屋で住んでいた。1年ほど働き、実家の農業を手伝う為、この同級生と一緒に会社を辞めてB市町村に戻ってきた。

年金を受給するようになって、社会保険事務所に確認したところ、一緒にA事業所に出稼ぎに行った人は皆、当該事業所での厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけが記録が無いのは納得できないので、記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に就職した経緯や当該事業所での勤務内容及び同僚に関する記憶が明確であり、申立人が一緒に申立事業所へ就職したとする同僚でその名前を記憶していた6人すべてが昭和21年2月25日付けで当該事業所での厚生年金保険の加入記録がある上、これらの同僚のうち連絡がとれた2人が、申立人と一緒に勤務していたことを記憶していることから、申立人は申立事業所において勤務していたことが推認できる。

また、上記の同僚のうち申立人が一緒に就職し、同じ期間一緒に働き寮も同じであったと主張する同僚からは、「申立人とは一緒に就職し1年ほど勤務した後、一緒に田舎に戻って来た。給料や厚生年金保険料の控除額についても、同じ待遇であったと思う。」との供述がある上、当該同僚の妹も、「申立人と姉と一緒に就職し、申立人と姉とは退職の時期も一緒であった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と一緒に就職し、同じ部所で同期間勤務したと主張している同級生であった同僚の標準報酬月額の記録から、昭和21年2月から同年3月までの標準報酬月額を20円に、21年4月から同年5月までの標準報酬月額を60円に、21年6月から22年5月までの標準報酬月額を240円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時に就職した同僚の資格取得の記録について健康保険証の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所では、申立人に係る昭和21年2月から22年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 和歌山国民年金 事案 501

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月まで（41年4月から同年6月までの期間を除く。）の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで  
申立期間の国民年金保険料については、昭和52年から53年ごろにA市町村役場においてさかのぼって一括で納めたはずなので、未納となっている記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和52年から53年ごろにさかのぼって一括して納付したと主張しているが、保険料を納付した時期や金額等についての具体的な記憶は無い。

また、申立人は、A市町村役場で国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているため、A市町村役場に照会したが、申立期間当時、過年度保険料や特例納付における保険料の取扱いはしていなかったとの回答がある。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間内の昭和41年4月から同年6月までは、別の国民年金手帳記号番号により納付済みとなっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間（昭和41年4月から同年6月までの期間を除く。）の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から55年12月まで

私は、昭和50年4月から54年3月まで大学の夜間部に通っており、在学中の52年10月ころから卒業後の57年8月までA事業所で勤務していた間に、事業主から「当事業所は厚生年金保険に加入していないので、代わりに国民年金の保険料を支払うから加入手続をしてくるように。」と言われて、私自身が市町村役場に出向いて加入手続をした。

国民年金手帳払出日が昭和54年8月30日となっていることから、大学卒業後正規に同事業所で働くようになったのを機に加入手続をしたものと思う。

加入手続後は私がA事業所の支払等と一緒に保険料を郵便局へ納付していたが、途中から銀行員が集金に来るようになった。

申立期間が未納となっているが、保険料を納付したはずなので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年8月30日に国民年金手帳記号番号が払い出されてから後は、申立期間当時に勤務していたA事業所の事業主に国民年金保険料を負担してもらい、同事業所の息子の国民年金保険料と一緒に郵便局で納付した。」と主張しているが、国民年金への加入時期や保険料を負担してもらっていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所の事業主の息子が国民年金へ加入した記録は無い上、息子からは、「私は国民年金に加入していない。」との供述がある。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月から35年11月1日まで

私は、中学校の卒業式にも出席しないで親戚にあたるA市町村にあるB事業所へ就職した。入社後、健康保険証を使用して病気の手術及び治療をしたことを記憶している。

申立期間は、間違いなく厚生年金保険に加入し厚生年金保険料控除がされているはずなので、記録訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、B事業所に勤務していたことは、同僚3人の供述から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和35年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は平成14年5月31日に廃業しており、当時の事業主は既に死亡しているが、承継事業主は、「申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和35年11月1日からであり、それ以前に勤務していた従業員は自身も含め皆同年11月1日から厚生年金保険へ加入した。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚2人を含めた当時の同僚4人は、「申立事業所は、自身が入社した当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和35年11月1日に適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月20日から同年9月10日まで

A事業所に、昭和38年から50年まで、事務長としてずっと勤務しており、途中に退職したことは無い。しかし、厚生年金保険被保険者としての記録が勤務期間途中の申立期間について抜けているのはおかしいので、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録を見ると、申立人は昭和38年2月15日から50年6月30日までの期間にA事業所にて雇用保険に加入していることが確認できる。

しかし、同僚1人は、「申立人が退職すると言い、後任が着任したが、長続きしなかったため復帰したように思う。」と供述している。

また、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について、当該事業所の承継事業主からは、これらの状況等については、すべて不明であるとの回答があり、前述以外の同僚からは具体的な供述は得られない。

さらに、B厚生年金基金の記録では、昭和46年7月20日に資格喪失し同年9月10日再加入していることが確認でき、その記録は、申立人に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格の得喪の記録と同一であることから、同一の内容の資格得喪届が、社会保険事務所に対しても提出されたものと推認される。

加えて、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は昭和46年7月20日付けでA事業所に係る被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証が同年8月16日に返納されていることが確認でき、この事務処理において不自然な点は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 414 (事案 325 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 3 月 30 日まで  
前回の申立てで、社会保険事務所が事業主の同意を得ることなく、無断で記録訂正を行ったとする物的証明が何も無く、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正が認められなかったが、再申立てに当たり、新しい資料として当座預金取引明細表の写しを添付するので、当該記録の相違について再度調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立ては、申立人が代表取締役を務めていたA事業所において、遡及して減額訂正されている標準報酬月額が減額訂正前の59万円であると主張するものであるが、申立人は当該事業所において社会保険に関する事務を行っていたと供述しており、このような遡及訂正の届出を、同事業所の代表者等ではなく破産手続を受諾した代理人等が行ったとしても、このような申立人個人の年金受給権を制限する行為を代表取締役である申立人に何ら相談もなく独断で行うことは不自然であり、社会保険事務所の記録により、申立人のみ標準報酬月額の記録が遡及訂正されていることから判断すると、申立人は、同事業所の代表取締役として、当該届出について知り得る立場にあり、また、知らなかったとは考え難く、A事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであること等により、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月26日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新しい資料として当座預金取引明細表の写しを提出し、この写しにより、社会保険料が支払われていたことが確認できるとして再申立てをしている。

しかし、保険料の支払いが確認できたとしてもそのことは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の

決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、A事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月19日から47年5月8日まで  
② 昭和49年7月2日から50年4月27日まで

私は、昭和30年10月15日にA事業所に入社し58年4月11日に退職するまで、船員保険に引き続き加入していたはずなのに、社会保険庁の記録では申立期間が船員保険の被保険者期間とされていない。申立期間についても会社から給与を受け保険料を控除されていたと思うので被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間における毎月の給与所得額、船員保険料控除額及び所得税控除額等の給与明細を自ら記帳した手帳を保管しており、これらを基に申立期間は船員保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、船員保険法（昭和60年改正前）第17条、船員法第1条及び船員法施行規則第1条の規定により、船員保険の被保険者は、原則、日本船舶に乗り組んでいる船員と定められているところ、申立人の場合、i) 申立人は、申立期間①については当該事業所が関与する第5次B国操業に、申立期間②は第8次B国操業に従事していたと供述していること、ii) 当該事業所から提出された社史年表において、B国操業は、第4次操業以降、外地法人による操業となった旨の記録があり、申立期間である第5次及び第8次B国操業時、申立人は外国船籍の船舶に乗船していたと考えられることから、両申立期間については、船員保険法に定める被保険者としての要件に該当していなかったものと判断できる。

また、第5次B国操業に従事した同僚二人（うち一人は第7次B国操業にも従事）は、「会社から、B国に派遣されている期間は、船員保険の適用が無いと説明を受けた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所保管の船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、申立人と同じ船舶に乗船していたと推認される同僚について船員保険への加入状況を見ると、申立期間①については、14人の乗組員のうち、申立人と同

じく昭和 46 年 6 月 19 日付けで資格喪失した者が 7 人、残る 7 人が同年 7 月 30 日付けで資格喪失し、これらの者はすべて翌 47 年 5 月 8 日付けで同資格を再取得している。また、申立期間②については、10 人の乗組員のうち、申立人と同じく 49 年 7 月 2 日付けで資格喪失した者が 7 人、残る 3 人が同年 8 月 16 日付けで資格喪失し、これらの者はすべて翌 50 年 4 月 27 日付けで同資格を再取得していることから、B 国操業の従事者については、船員保険への加入についてほぼ同様の取扱いがなされていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間は、申立人が外国船籍の船舶に乗船し船員保険の適用とならない期間であることから、船員保険の被保険者期間であったと認めることはできない。